

I

八代市男女共同参画計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

- ◆ 男女共同参画社会基本法に男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定されており、男女共同参画社会の実現は21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけられています。
- ◆ 21世紀は人権の世紀ともいわれており、男女間の不平等感や女性の人権侵害の解消が男女共同参画の根底をなすものですが、今世紀もますます進展することが予想される少子高齢化、国際化、地方分権及び地域自治などの社会経済情勢に的確に対応するためにも、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に男女が共同して参画することが必要不可欠となっています。
- ◆ このような状況を踏まえて、本市では男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現と地域の活性化をめざして、本市で取り組むべき男女共同参画の推進に関する様々な施策を体系化し、総合的かつ計画的に施策を推進するためにこの計画を策定するものです。
- ◆ この計画を具現化することにより、本市の総合計画の将来像である「やすらぎと活力にみちた魅力かがやく元気都市“やつしろ”」の実現につなげます。

2 計画の性格

- ◆ この計画は、男女共同参画社会基本法第14条に基づく市町村男女共同参画計画であって、法の理念を踏まえ、国の男女共同参画基本計画（第3次）及び第3次熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと21）との整合を図っています。
- ◆ この計画は、八代市男女共同参画推進条例第10条に基づく男女共同参画の推進に関する行動計画であって、八代市総合計画の部門計画となります。
- ◆ この計画は、「八代市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果、八代市男女共同参画審議会の意見・提言、市民ワークショップの作業結果及び市民のパブリックコメント（公募意見）を踏まえて、市民の意見を反映して策定しています。

- ◆ この計画は、全市的に男女共同参画社会づくりを推進するため、行政の取り組むべき施策のほか、市民、事業者の責務を掲げて、市民と行政が一体となって男女共同参画を進めるための指針となります。

3 計画の期間

この計画の期間については当初、「基本計画」が平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間、「実施計画」については 5 年間と定められました。

このたび、実施計画の 5 年を経て国、県の動向をはじめ社会情勢の変化や計画の進捗状況により見直すこととしました。「実施計画」では平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間に重点的に取り組む施策について新たに定め、「基本計画」については、国の男女共同参画基本計画と県男女共同参画計画の改定状況を勘案しながら見直しを行いました。

4 基本目標（将来像）

《^{ひと}男女が性別にとらわれず、多様な価値観を認め合って、個性と能力を十分に発揮することにより、^{ひと}男女がともに支え合う 元気都市“やつしろ”の実現》

5 基本理念

基本目標を実現するため、次の基本的な考え方にに基づき、男女共同参画を推進します。

1 男女の人権の尊重と平等

個人の尊厳を重んじ、人権を尊重するとともに、女性に対するあらゆる暴力をなくし、性別による差別的取扱いをしないようにしましょう。そのためには、あらゆる場において人権尊重や男女平等を推進するための教育・学習を実施し、行動につなげましょう。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会のあらゆる活動に対して、影響を及ぼさないように配慮しましょう。そのためには、性別による偏見や固定化された役割分担意識の解消に努めましょう。

3 生涯を通じた健康への配慮

男女がそれぞれの性について理解を深めることで、妊娠や出産その他の性と生殖に関してお互いの意思が尊重され、かつ生涯にわたって心身ともに健康な生活が営まれるよう配慮しましょう。そのためには、発達段階に応じて性に関する正しい知識を身につけ、互いの心身の健康について思いやりをもちましょう。

4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と仕事や地域活動、自己啓発など家庭生活以外の活動をバランスよく展開できるようにしましょう。そのためには、固定的な役割分担意識や働き方を含めた個人のライフスタイルを見直し、多様な価値観や生き方を認め合うようにしましょう。

5 政策・方針決定の場への男女共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして市その他の団体における政策又は方針の決定に共同して参画できるようにしましょう。そのためには、あらゆる分野への女性の参画を拡大するための環境整備や支援を行うとともに、男女とりわけ女性が意欲と行動力を高めるためのエンパワーメント（自己決定や主体的に行動できる力をつける）を図りましょう。社会のあらゆる分野への男女共同参画を推進することが、地域の活性化につながります。

6 国際的協調

男女共同参画社会の形成促進が国際社会における様々な取組と連動しながら進められていることをかんがみ、国際的な協調の下に国際的な視点をもって男女共同参画を進めましょう。

6 実現したい姿

1 家庭では

- ・ 「男らしさ」「女らしさ」ととらわれず、「自分らしさ」を大切にする教育を行い、個性と多様な生き方を認め合っています。
- ・ 「男は仕事」「女は家庭」という固定化された役割分担意識にとらわれず、家族全員が家事、育児、介護などに協力し合って、明るく元気で充実した家庭生活を送っています。
- ・ 家庭内のあらゆる暴力行為がなく、家族一人一人が互いの人権と健康を尊重し合う家庭となっています。

2 学校では

- ・ 「男の子だから」「女の子だから」という性別にとらわれることなく、一人の人間として、個性を認め、能力を伸ばし、自立心を育む教育が行われています。
- ・ 人権を尊重し、男女が互いに思いやり、協力し合う力が育ち、元気な学校生活を送っています。
- ・ 進学や就職では、性別にとらわれることなく、本人の意思が尊重され、多様な選択ができるようキャリア教育が行われています。

3 地域では

- 男女が対等に地域活動の企画や方針決定に関わることにより、住みよい地域づくりに貢献しています。
- 性別による固定的な役割分担意識にとらわれた古い慣習やしきたりが見直され、男女がともに心豊かに暮らせる地域となっています。
- 子ども、高齢者、障がい者に対する支援が地域活動として活発に取り組み、子ども、高齢者、障がい者が地域の人々と一緒に安心していきいきと暮らし、元気のある地域となっています。

4 職場では

- 採用、配置、賃金、昇任などの男女格差が解消され、個人の能力、個性、意欲等が十分に発揮され、いきいきと働くことができ、活気のある職場となっています。
- 育児休業、介護休業等を男女ともに取得しやすい環境が整備され、男女がともに子育てしながら働き続けることができるとともに、家庭や地域活動とバランスのとれた働き方ができるようになっています。
- セクシュアル・ハラスメントやマタニティー・ハラスメント、パワー・ハラスメントがなくなり、安心して快適な職場環境となっています。

5 全体では

- 家庭、学校、地域及び職場などあらゆる場において、人権、男女平等など男女共同参画社会の実現に向けた教育、学習が行われるまちになっています。
- 個人の尊厳が重んじられ、男女の人権が確立されて性別による差別的取り扱いがなくなっています。また、女性に対するあらゆる暴力がなくなるとともに、生涯を通じた健康支援が図られ、安心していきいきと暮らせるまちになっています。
- 女性が自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になるためのエンパワーメントやチャレンジ支援が図られ、社会のあらゆる場で活躍しているまちになっています。
- 男女がその能力を発揮し、対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に共同して参画することにより、やすらぎと活力にみちた魅力かがやく元気都市“やつしろ”になっています。